

第 1 節 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、**公益社団法人日本下水道協会排水設備等規格適合評価業務規程**(平成24年規程第 2 号。以下「**規程**」という。)に規定する公益社団法人日本下水道協会(以下「**本協会**」という。)が行う排水設備等に関わる規格適合評価の手順及び評価に係る業務の実施の方法について具体的に定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する主な用語及び定義は、原則として、**適合性評価一用語及び一般原則**(JIS Q 17000)によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 **規格適合評価** ディスポーザ排水処理システムの**JSWAS K-18**に対する評価をいう。
- 二 **適合評価** 戸建住宅用、集合住宅用、一般業務施設用及び特定業務施設用のディスポーザ排水処理システムの**JSWAS K-18**に対する規格適合評価をいう。
- 三 **適合同等性評価** 規格化(**JSWAS K-18**)前に**ディスポーザ排水システム性能 基準(案)平成16年**(以下「**性能基準(案)平成16年**」という。)を用いて適合評価された戸建住宅用、集合住宅用、一般業務施設用及び特定業務施設用のディスポーザ排水処理システムに対する規格適合評価をいう。
- 四 **JSWAS** 「Japan Sewage Works Association Standard」の略。本協会が定める規格をいう。
- 五 **指針等** 本協会が発行する**下水道排水設備指針と解説及びディスポーザ排水システム性能基準(案)**をいう。
- 六 **型 式** 規格適合性評価の対象となるディスポーザ排水処理システムのディスポーザ部及び排水処理部の構造の名称をいう。
- 七 **規格検査課** 排水設備品の認証業務を行う部所で、検査・JIS登録認証センター(以下「**認証センター**」という。)の担当課をいう。
- 八 **規格要求事項** **JSWAS K-18**の3.性能、4.構造等に規定された事項をいう。
- 九 **申請者** 排水設備品の製造業者、輸入業者及び販売業者の当該製品が**JSWAS K-18**に該当するもので、規格適合評価を受けることを本協会に対して求める者をいう。
- 十 **規格適合取得者** 本協会から規格適合評価の承認を受けた者をいう。